平成３０年（フ）第１号
長崎県大村市上諏訪町1103番地23
債務者　山口　勝博
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１号
愛知県豊川市八幡町西赤土１番地の１　八幡住宅Ａ棟309号、従前の住所愛知県豊川市平尾町井ノ間90番地　平尾住宅Ａ棟307号
債務者　小磯　洋子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第８号
愛知県豊橋市一色町字天獏６番地（315）
債務者　秋永　幸洋
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１１号
愛知県豊橋市西浜町13番地17（403）
債務者　オカダヤ豊橋店こと　野村　信嘉
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３０８号
北海道旭川市忠和６条６丁目１番23号　グループホーム　ダ・ソーロ
債務者　山中　正樹
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１２号
北海道旭川市高砂台５丁目21番８号　有料老人ホームさざなみ荘
債務者　檜井　良博
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１３号
北海道旭川市豊岡２条８丁目７番４号、申立時の住所北海道上川郡東川町西町４丁目２番14号　フラワーマンション　202
債務者　中西　　唯
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１５号
北海道旭川市東光10条１丁目４番19号　ジュネスＡ203号
債務者　佐々木　治
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
北海道旭川市神楽１条12丁目２番11号　サテライト203
債務者　横堀　晴紀
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８２９号
大阪府大東市朋来２丁目25番903号
債務者　岩本　　浩
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４９号
大阪市西成区玉出西１丁目３番10号グランドマンション玉出106号
債務者　吉田　和美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１８号
大阪府東大阪市中小阪５丁目６番24号　アネックスサンタオ　102号
債務者　大村　健一
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２６号
大阪市東淀川区下新庄４丁目20番12号　シモールハイツ　205号
債務者　旗手　守正
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第８９号
岡山県勝田郡勝央町豊久田1539番地４
破産者　盛上　俊博
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第９４号
岩手県滝沢市大沢堰合39番地
破産者　株式会社盛岡花卉
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部